



平成 28 年 6 月 2 日

各 位

会社名 明 和 産 業 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 山邊 福二郎
(コード番号 8103 東証第一部)
問合せ先 総務本部長 村上信夫
(TEL.03-3240-9534)

「平成 27 年度定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

平成 28 年 6 月 1 日付で TDnet に開示いたしました標記書類につきまして、記載内容に一部誤記がありましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正のご連絡をさせていただきます。

記

【訂正箇所】(下線部)

60 ページ 株主総会参考書類 第 4 号議案

<訂正前>

2. 鳥 居 真 吾

■略歴及び地位・担当

(省略)

平成 28 年 4 月 三菱商事株式会社入社化学品グループ管理部長(現職)

■重要な兼職の状況

三菱商事株式会社入社化学品グループ管理部長、中央化学株式会社監査役 (注)

<訂正後>

2. 鳥 居 真 吾

■略歴及び地位・担当

(省略)

平成 28 年 4 月 三菱商事株式会社化学品グループ管理部長(現職)

■重要な兼職の状況

三菱商事株式会社化学品グループ管理部長、中央化学株式会社監査役 (注)

以上

平成27年度 定時株主総会 招集ご通知



平成28年6月28日(火曜日) 午前10時



東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
新東京ビル3階 当社本店大会議室(306区)

目次

平成27年度定時株主総会招集ご通知	01
事業報告	03
連結計算書類	21
計算書類	31
監査報告書	41
株主総会参考書類	46



明和産業株式会社

証券コード：8103

[証券コード 8103]
平成28年6月7日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
明和産業株式会社
代表取締役社長 山 邊 福二郎

平成27年度定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社平成27年度定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1.日 時** 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時30分を予定しております)
- 2.場 所** 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル3階 当社本店大会議室（306区）
(裏表紙の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください)

3.株主総会の目的事項

- 報 告 事 項** (1) 平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
(2) 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

4.招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません。
- ◎当日ご出席の際は、資源節約として本招集通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知の添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社のウェブサイト (<http://www.meiwa.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告

(平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国においては緩やかに景気の拡大が続き、ユーロ圏においても緩やかに景気の回復基調が続きました。また、中国においては依然として景気の減速が続いており、新興国や資源国においては概して景気の低迷が続きました。一方、わが国経済においては、設備投資は堅調に推移したものの輸出や個人消費等が低迷しており景気は横ばいで推移しました。

当社グループを取り巻く経営環境は、重点戦略国である中国が景気減速の影響により市場が低迷しており、また、わが国においても総じて需要の回復が遅れております。中国景気の下振れや米国の追加利上げに伴う懸念も高まっているとともに、資源価格の低迷等の影響もあり、わが国を含めた世界景気の先行きに不透明感が高まっております。

このような状況の下、当社グループは中期経営計画に基づき、潤滑油、電池関連部材、環境関連商材等の市場拡大に努め、アジア経済圏での商圈拡大に取り組んでまい

りました。

これらの結果、当連結会計年度の業績につきましては、化学品・石油製品関連事業は、中国国内の需要低迷や輸出減少等の影響により低調に推移しましたが、機能材料関連事業は、輸入取引の増加等により好調に推移しました。また、合成樹脂・建材関連事業は、国内需要の回復遅れ等の影響があり、前年度を若干下回りました。その結果、売上高は、1,349億8千5百万円（前年度比6.7%減）と減収になりました。

また、利益面については、営業利益は、売上総利益率の改善等により21億1千3百万円（同4.7%増）となりましたが、経常利益は、石油製品関連の投資先からの受取配当金減少等により26億7千5百万円（同27.0%減）となりました。

これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、20億5千7百万円（同18.6%減）と減益になりました。

なお、事業別の業績は、次のとおりであります。

事業別売上高

区 分	前 期		当 期		前期比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
化学品・石油製品関連事業	百万円 76,508	% 52.9	百万円 64,600	% 47.8	百万円 △11,908	% △15.6
機能材料関連事業	13,219	9.1	16,545	12.3	3,326	25.2
合成樹脂・建材関連事業	52,542	36.3	51,562	38.2	△980	△1.9
そ の 他 事 業	2,404	1.7	2,277	1.7	△127	△5.3
合 計	144,674	100.0	134,985	100.0	△9,689	△6.7

【化学品・石油製品関連事業】

石油化学品は、写真プリント関連の顔料等の輸入取引は堅調に推移したものの、塗料原料の国内取引が減少したこと等により低調に推移しました。また、炭素製品は堅調に推移しましたが、塗料樹脂等は低調に推移しました。一方、石油製品は、国内取引は前年度並みに推移しましたが、貿易取引は中国経済の減速の影響を受け低調に推

移しました。また、中国国内取引は建設機械向けの需要減少により低調に推移しました。

その結果、売上高は646億円（前年度比15.6%減）となりました。また、セグメント利益につきましては、11億4千万円（同14.5%減）となりました。

【機能材料関連事業】

レアアースは、需要が持ち直し輸入取引が増加したことにより堅調に推移しました。難燃剤は、国内取引が好調に推移しましたが市況が低下した影響を受け前年度並みとなりました。電池関連部材は、自動車向けの電池材料等が好調に推移しました。

その結果、売上高は165億4千5百万円（前年度比25.2%増）となりました。また、セグメント利益につきましては、2億5千5百万円（前年度は2千万円の損失）となりました。

【合成樹脂・建材関連事業】

合成樹脂は、フィルム関連及びアミューズメント関連の国内取引が好調に推移しました。建材は、断熱材は順調に推移したものの、防水資材及び木質建材は需要の停滞により低調に推移したため、前年度並みとなりました。一方、金属製品は、タービンローターの輸出取引等が回復しました。

その結果、売上高は515億6千2百万円（前年度比1.9%減）となりました。また、セグメント利益につきましては、合成樹脂関連取引の増加と販売管理費の減少により5億6千3百万円（同35.4%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に除却、売却した主要な設備、そのほか特記すべき設備投資並びに設備の新設、撤去、滅失はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に増資又は社債発行など、特記すべき資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

平成26年4月からスタートした3ヶ年の中期経営計画における中長期ビジョン「自らの機能の強化と、成長への挑戦によって顧客により高い価値を提供する」に基づき、事業の拡大と経営管理基盤の強化を目指し、7つの重点戦略に取り組んでおります。

[成長事業戦略]

① 中国全土に跨る拠点網を活用した潤滑油等の販売拡大

中国全土に保有しております拠点網を活用し物流・販売体制を強化するとともに、中国国内で出資を行っている潤滑油製品生産企業との関係維持・強化により、中国における潤滑油ビジネスの拡大に取り組んでまいります。

② 電池関連部材の拡販

電池関連市場は、環境保護の観点から用途の拡大等により成長が見込まれます。成長市場として有望である中国においては、製品確保のために負極材中間製品製造業への出資を行っており、原料黒鉛から負極材・電解液などのバリューチェーンの各段階に係り取引の拡大を図り、複合的価値の提供に取り組んでまいります。

③ 環境関連商材の中国・ベトナムマーケットでの取組み拡大

中国や東南アジア各国においては、環境関連商材の需要が高まっており、中国・ベトナムにおいて水処理工商材の取引強化を図るとともに、調達力の高

い活性炭取引の用途拡大による取引拡大に取り組んでまいります。

[基盤事業戦略]

④ アジア経済圏との取引拡大

アジア経済圏は今後も高い成長を見込める市場であり、当期はタイとインドネシアに新たに現地法人を設立いたしました。中国および東南アジアの拠点を活用し、さらにアジア経済圏への取り組みを強化してまいります。

⑤ バリューチェーンの拡充

国内市場において商材によっては、より付加価値の高い取引が必要となってきました。そのため、当社グループのネットワークを活かし、川上から川下までのバリューチェーンにおいて、事業投資やOEM等により関与する領域の拡大を図ってまいります。

[人事戦略]

⑥ グローバル人材の育成

海外事業展開の拡大を進めるため、

成長の実現に必要な人材の採用・育成・活用を強化するとともに、海外拠点におけるナショナルスタッフの育成と登用を推進してまいります。

[経営管理戦略]

⑦ 経営管理体制の充実

事業投資先等のプロジェクト運営体制を強化し、海外取引拡大に向けた海外拠点体制の整備を図ってまいります。

当社グループは、全てのステークホルダーの皆様の期待に応えるために、経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、コーポレート・ガバナンスの強化を最重要課題とし、実効性のあるコーポレート・ガバナンスの構築に努めてまいります。株主の皆様におかれましては、当社グループの事業活動にご理解をいただき、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第94期 平成24年度	第95期 平成25年度	第96期 平成26年度	第97期 平成27年度
売 上 高	131,121	139,551	144,674	134,985
経 常 利 益	2,857	3,600	3,665	2,675
親会社株主に帰属する当期純利益	1,682	2,433	2,526	2,057
1株当たり当期純利益（円）	40.30	58.28	60.50	49.27
総 資 産	57,264	62,993	63,000	59,224
純 資 産	19,347	22,029	26,286	26,273
1株当たり純資産（円）	459.81	523.62	624.81	624.34

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(6) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

事業セグメント	主 要 製 品
化学品・石油製品関連事業	有機及び無機工業薬品、石油化学製品、食品添加剤、農薬、医薬品、合成ゴム、肥料、炭素製品、各種石油製品等
機能材料関連事業	電池材料、レアメタル、難燃剤、水処理・環境商材等
合成樹脂・建材関連事業	合成樹脂原料並びに製品、防水資材・断熱材・木材・新建材等の建築資材、木材製品、金属製品等

(7) 重要な子会社及び関連会社の状況 (平成28年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
十全株式会社	百万円 73	% 90.4	無機・有機薬品、農薬、薬剤、食品材料、食品添加物、産業資材等の販売
東京グラスロン株式会社	百万円 100	% 97.1	断熱・防音・吸音材、新建材、住宅関連機器、内外装資材等の販売
ソーケン株式会社	百万円 20	% 100.0	断熱材、新建材製品等の販売
株式会社明和セールス	百万円 50	% 51.0	硝子製品、陶磁器、雑貨の販売
明和産業(上海)有限公司	百万人民元 23	% 100.0	石油、化学品、合成樹脂、金属製品等の販売

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
クミ化成株式会社	百万円 373	% 39.9	自動車用内装部品の研究開発・製造・販売等
株式会社鈴裕化学	百万円 40	% 35.0	難燃剤の研究開発・製造

(8) 主要な事業所等 (平成28年3月31日現在)

① 当社

区 分	名 称	所 在 地
国 内	本店 大阪支店 名古屋支店 九州営業所	東京都千代田区 大阪府大阪市中央区 愛知県名古屋市中村区 福岡県福岡市博多区
海 外	北京駐在員事務所 太原駐在員事務所 上海駐在員事務所 ホーチミン駐在員事務所 ソウル駐在員事務所	中華人民共和国 中華人民共和国 中華人民共和国 ベトナム社会主義共和国 大韓民国

② 子会社

区 分	名 称	所 在 地
国 内	十全株式会社 東京グラスロン株式会社 ソーケン株式会社 株式会社明和セールス	東京都千代田区 東京都千代田区 大阪府豊中市 東京都千代田区
海 外	明和産業（上海）有限公司 Meiwa Vietnam Co., Ltd. Meiwa (Thailand) Co., Ltd. Thai Meiwa Trading Co., Ltd. PT. Meiwa Trading Indonesia	中華人民共和国 ベトナム社会主義共和国 タイ王国 タイ王国 インドネシア共和国

(9) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前年度末比増減
化学品・石油製品関連事業	233名 [9名]	8名増 [2名減]
機能材料関連事業	21名 [4名]	1名増 [1名減]
合成樹脂・建材関連事業	134名 [7名]	8名増 [4名減]
その他事業	25名 [17名]	3名減 [1名増]
全社(共通)	64名 [4名]	6名減 [増減なし]
合計	477名 [41名]	8名増 [6名減]

- (注) 1. 従業員数には、当社グループ外への出向者を除き、当社グループへの出向者を含み、海外現地採用者145名が含まれております。
2. 臨時従業員数は [] 内に所定労働時間換算による人員を外数で記載しており、嘱託及び契約社員等の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない管理部門及び海外駐在員事務所に所属している従業員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
188名 [14名]	3名減 [3名減]	42.0才	16.6年

- (注) 1. 従業員数は、出向者を除き、当社への出向者を含み、海外現地採用者14名が含まれております。
2. 臨時従業員数は [] 内に外数で記載しており、嘱託及び契約社員等の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 平均年齢、平均勤続年数は、臨時従業員、海外の現地採用者、当社への出向者を含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,081百万円
明治安田生命保険相互会社	500百万円
株式会社みずほ銀行	253百万円
株式会社八十二銀行	178百万円

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 41,780,000株
 (注) 発行済株式の総数には、自己株式16,731株が含まれております。
- (3) 株主数 3,558名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
三 菱 商 事 株 式 会 社	13,806	33.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (三菱化学株式会社 退職給付信託口)	4,079	9.77
旭 硝 子 株 式 会 社	3,849	9.22
東京海上日動火災保険株式会社	1,557	3.73
明治安田生命保険相互会社	1,463	3.51
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	1,406	3.37
株式会社三菱東京UFJ銀行	956	2.29
三菱UFJ信託銀行株式会社	840	2.01
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR	650	1.56
CREDIT SUISSE (LUXEMBOURG) S. A.	625	1.50

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して算出しております。
2. 上記株主の英文名は、(株)証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。
3. 三菱化学株式会社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が保有する三菱化学株式会社退職給付信託口の株式に属する議決権行使に関する指図権を有しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 邊 福二郎	
常務取締役	向 井 明 紀	職能部門管掌兼経理本部長 明和産業(上海)有限公司 董事 クミ化成株式会社 社外監査役
常務取締役	松 井 淳 一	営業部門管掌兼化学品・石油製品本部長 十全株式会社 取締役、明和産業(上海)有限公司 董事
取締役	長谷川 龍	海外・開発担当 明和産業(上海)有限公司 董事
取締役	大 友 伸 彦	経営企画担当
取締役	尾 首 貴 士	大阪支店長
取締役	南 敏 文	弁護士 株式会社キューソー流通システム 社外監査役
常勤監査役	松 前 廣 礼	
監査役	和 田 光 弘	三菱化学株式会社 監査室
監査役	北 島 雅 幸	三菱商事株式会社 化学品グループ管理部長 中央化学株式会社 監査役
監査役	木 下 勝 也	PT Asahimas Chemical President Director

- (注) 1. 取締役南敏文氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役和田光弘、北島雅幸、木下勝也の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、和田光弘、木下勝也の両氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役松前廣礼、北島雅幸、木下勝也の各氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

① 就任

平成27年6月26日開催の定時株主総会において、大友伸彦、尾首貴士の両氏が取締役に選任され、就任いたしました。

② 退任

平成27年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって、常務取締役占部博、取締役副島大資の両氏は退任いたしました。

③ 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
長谷川 龍	海外・開発担当	経営企画担当	平成27年6月26日

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の総額
取締役（うち社外取締役）	9名（2名）	150百万円（10百万円）
監査役（うち社外監査役）	4名（3名）	31百万円（14百万円）
合計	13名（5名）	181百万円（24百万円）

- (注) 1. 昭和60年6月28日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額を月額20百万円以内、平成18年6月29日開催の定時株主総会において、監査役の報酬限度額を月額7百万円以内と決議いただいております。
2. 上記の支給人数には、平成27年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
3. 上記の支給額には、平成26年6月27日開催の定時株主総会において承認決議された役員退職慰労金制度の廃止に伴い、当事業年度に確定した役員退職慰労引当金の繰入額15百万円（取締役15百万円）が含まれております。なお、過年度の事業報告にて開示した役員退職慰労引当金の繰入額は含まれておりません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役南敏文氏、監査役松前廣礼、和田光弘、北島雅幸、木下勝也の各氏と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、8百万円または法令で規定する額のいずれか高い額としております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役	南 敏 文	弁護士	取引その他の関係はありません。
		株式会社キューソー流通システム社外監査役	取引その他の関係はありません。
社外監査役	和 田 光 弘	三菱化学株式会社 監査室	商品取引の関係があります。
	北 島 雅 幸	三菱商事株式会社 化学品グループ管理部長	当社と同一の部類であるとともに、主要株主であり、商品取引の関係があります。
		中央化学株式会社監査役	商品取引の関係があります。
	木 下 勝 也	PT Asahimas Chemical President Director	取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	南 敏 文	当事業年度に開催した取締役会12回の全て(100%)に出席し、必要に応じ、法曹界における豊富な経験と知見に基づいた専門的な見地から、経営全般に対して提言を行っております。
社外監査役	和 田 光 弘	当事業年度に開催した取締役会12回のうち11回(92%)、監査役会7回のうち6回(86%)に出席し、必要に応じ、内部監査部門における豊富な経験と知見に基づいた専門的な見地から、発言を行っております。
	北 島 雅 幸	当事業年度に開催した取締役会12回のうち11回(92%)、監査役会7回の全て(100%)に出席し、必要に応じ、財務・会計部門における豊富な経験と知見に基づいた専門的な見地から、発言を行っております。
	木 下 勝 也	当事業年度に開催した取締役会12回のうち11回(92%)、監査役会7回のうち6回(86%)に出席し、必要に応じ、財務・会計部門や企業運営における経験と知見に基づいた専門的な見地から、発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

(3) 会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	56.5百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56.5百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、監査計画の内容、従前の監査の職務遂行状況、監査報酬の実績推移、報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行い検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、明和産業（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、株主総会に提

出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

なお、取締役会が、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）

当社は、取締役会において、会社法第362条第4項第6号に定める内部統制の体制の整備に関する基本方針を、次のとおり決議しております。

- ① **取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - a. 取締役が法令・定款及び当社の経営理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「役職員行動規範」「コンプライアンス基本規定」等を定める。
 - b. コンプライアンスの徹底をはかるため、担当取締役を任命し管理監督を行う。
 - c. 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、取締役会に報告するものとする。
 - d. コンプライアンス担当取締役は業務執行部門の責任者を部門責任者として配置し、事務局との連携により所管グループ各社を含め、実効性の確保に努める。
 - e. 取締役は、適正な財務報告書を作成することが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であることを認識し、財務報告の適正性を確保するため、財務報告書の作成過程において虚偽記載並びに誤謬等が生じないよう実効性のある内部統制を構築する。
 - f. 反社会的勢力の排除を「役職員行動規範」に定め、不当な利益供与等に対しては、断固たる態度で対応する。
- ② **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
 - a. 文書取扱規定に基づき、管理責任者は、株主総会議事録、取締役会議事録、その他取締役の職務執行に関する重要な文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を関連資料とともに保存する。
 - b. 前号の他、会社業務に関する文書の保存及び管理については「文書取扱規定」及び「文書保存基準」に基づき適正に保存・管理する。
 - c. 当社が保存または管理する電磁的記録については、「情報処理規定」に基づきセキュリティを確保し、情報の毀損や外部への流出を防止する。
 - d. 取締役及び監査役は各業務執行部門が保存及び管理する情報を常時、直接、閲覧・謄写または複写することができる。
- ③ **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - a. 職務遂行に伴うリスクについては、商品価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、与信リスク、リーガルリスク、情報管理リスク、自然災害リスクなど様々なリスクがあり、リスク毎に責任部署を定めて対応する。
 - b. 取引・信用管理・見越極度管理等については、リスク管理に関する規定を定める。
 - c. 取締役は各業務執行部門を指揮し、リスク区分に対応する各管理部門と

の連携を保ち社内諸規定を遵守する方策を確保することにより当社の損失の危険を回避・予防する。また、重大な損失の危険が現実化した場合には、すみやかに取締役会に報告する。

- d. 営業部門は、諸規定に基づく権限の範囲内で職務を遂行する。権限を越える職務を行う場合は、経営会議もしくは取締役会による決裁を要し、承認された職務の遂行に係るリスクを管理する。
- e. 管理部門は、リスク管理のための方針・体制・手続等を定め、リスク状況を把握し適切に管理する。
- f. 監査室は各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に社長に報告し、重要な事項については取締役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は権限分配を含めた効率的な業務遂行システムを構築し、職務執行の効率化・迅速化を図る。
- b. 業務運営に関する個別経営課題については、実務的な観点から常勤の取締役、本部長等によって構成される経営会議において審議する。経営に関する重要事項については、その審議を経て取締役会において職務の執行の決定を行う。
- c. 定款において取締役会での決議の省略（書面決議）を定めており、緊急かつ簡易な案件に関する承認手続きの効率化を図る。
- d. 職務執行に係る権限の委譲に関する規定を定め、必要な手続きを経て承認を得た範囲内で権限委譲を行うことにより、取締役の職務執行の効率化を図る。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 使用人が法令・定款及び当社の経営理念を遵守し、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「役職員行動規範」「コンプライアンス基本規定」等を定め、全ての使用人に対し周知徹底する。
- b. 使用人はコンプライアンス基本規定により、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、業務執行部門の責任者に報告するものとする。
- c. コンプライアンスに関する報告・相談窓口を設置し、利用者の匿名性を担保するとともに不利益を蒙らない仕組みとする。
- d. コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

⑥ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 子会社の管理は、「事業投資先管理規定」を制定し、子会社に対し適切な管理を行う。
- b. 当社の「役職員行動規範」に準じ、各子会社の特性を踏まえた自社の「役職員行動規範」の策定を指導し、コンプライアンスの徹底を図る。
- c. 監査室は子会社の内部統制の有効性を監査し、結果を社長及び各業務執行部門の責任者に報告し、重要な事項については取締役会に報告する。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

- a. 代表取締役は、監査役会事務局を設置し監査役の職務を補助する使用人（以下「補助使用人」）を配置する。
- b. 補助使用人の人選は、監査役の職務

- 遂行上必要な知識・能力を勘案し、監査役と協議のうえ決定する。
- c. 補助使用人は、当社の就業規則に従うが、当該職務に関する指揮命令権は監査役に属するものとし、異動・評価・懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施する。
- ⑧ **監査役への報告及び報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- a. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会ならびに経営会議のほか全ての会議または委員会等に出席し報告を受けることができる。
- b. 取締役及び使用人は、監査役が求める重要な書類については、速やかに監査役に提出する。
- c. 取締役及び使用人は、監査役が求める重要な事項については、速やかに監査役に報告する。
- d. 取締役及び使用人は、当社または子会社の業務執行に関し、監査役にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を直接行うことができる。
- e. 子会社の役職員が、監査役にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を行う体制を確保する。
- f. 監査役は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、必要に応じ取締役及び使用人との連絡会を開催し報告を受けることができる。
- g. 取締役及び使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、または業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
- h. 監査役は、取締役による子会社管理の監査を行うため、主要な子会社の往査、子会社の監査役との日常の連携及び子会社監査役連絡会等を通じて、子会社から報告を受けることができる。
- i. 監査役に報告・相談を行った取締役及び使用人もしくは子会社の役職員に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いの禁止を規定する。
- ⑨ **監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- 取締役は、監査役職務の執行に協力し監査の実効性を担保するため、監査費用のための予算措置を行い、監査役職務の執行に係る費用等の支払いを行う。
- ⑩ **その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- a. 取締役は「監査役監査基準」に定める監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、監査役監査の環境整備を行う。
- b. 監査役は、社長直轄の内部監査部門である監査室に監査の協力を求めることができる。監査室は、監査役による効率的な監査に協力する。
- c. 監査役は、総務部門、経理部門その他の各部門に対して、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。
- d. 監査役は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に基づいて、内部統制の体制の整備とその適切な運用に努めております。当期において実施いたしました運用状況の概要は以下のとおりです。

① コンプライアンス

代表取締役やコンプライアンス担当取締役等により構成するコンプライアンス委員会が、コンプライアンス関連規定の整備、内部通報窓口の設置・運用、教育啓蒙活動（研修、eラーニング、情報提供など）を主導し、継続的に実施しています。

また、各部門にコンプライアンス推進担当者を任命し、グループ内研修の実施や日常の業務を通してコンプライアンス体制の整備を図りました。

② リスク管理

取締役は、各業務執行部門を指揮し、事業活動に重大な影響を及ぼすリスクを把握し適切な管理に努め、特に与信管理については、経営会議への付議等により、リスクの回避・防止を図りました。

監査室は、各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に社長に報告し、重要な事項については経営会議や取締役会へ報告を行う体制としました。

③ 子会社の管理

事業投資先管理規定に定めた事項について、子会社を所管する部門より当社の経営会議に付議・報告が行われ、特に重

要な事項については、当社の取締役会へ付議・報告が行われております。

監査室は、子会社の内部統制の有効性を監査し、社長、業務執行取締役及び監査役に対して結果報告を行いました。

④ 監査役監査

監査役は、取締役会への出席のほか、経営会議など重要会議への出席、支店往査、営業部門・管理部門のヒアリング、子会社調査、代表取締役との意見交換会、子会社・関連会社の監査役との連絡会議の開催などを行いました。

会計監査人に対しては、監査の独立性と適正性を監視し、監査計画・会計監査結果の報告を受け情報交換・意見交換を行いました。監査室とは、定期的及び必要の都度、相互に情報交換・意見交換を行い、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を図りました。

⑤ 内部統制の基本方針の改定

平成27年5月1日施行の会社法改正に伴い、内部統制の基本方針を同年4月21日開催の取締役会決議において同年5月1日付で改定いたしました。主な改定内容は、企業集団における業務の適正を確保するための体制において子会社の内部統制の体制の整備を追加し、また、子会社の役職員から監査役への報告体制の整備、報告者の不利益扱いの禁止等に関する方針を追加しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない

ものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を行ってまいります。

以上

(表示単位)

1. 記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
2. 比率については、四捨五入としております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	44,339	流 動 負 債	28,129
現金及び預金	1,151	支払手形及び買掛金	24,764
受取手形及び売掛金	36,297	短期借入金	1,499
たな卸資産	6,105	1年内返済予定長期借入金	553
繰延税金資産	232	リース債務	8
その他	757	未払法人税等	281
貸倒引当金	△204	賞与引当金	492
固 定 資 産	14,884	その他の	528
有形固定資産	716	固 定 負 債	4,822
建物及び構築物	204	長期借入金	1,642
機械及び装置	61	リース債務	14
車両	13	長期繰延税金負債	833
器具及び備品	31	役員退職慰労引当金	14
土地	392	退職給付に係る負債	1,067
建設仮勘定	13	その他の	1,249
無形固定資産	283	負 債 合 計	32,951
投資その他の資産	13,884	純 資 産 の 部	
投資有価証券	12,418	株 主 資 本	24,523
長期貸付金	12	資 本 金	4,024
長期繰延税金資産	5	資 本 剰 余 金	2,761
その他	1,698	利 益 剰 余 金	17,741
貸倒引当金	△250	自 己 株 式	△3
資 産 合 計	59,224	その他の包括利益累計額	1,551
		その他有価証券評価差額金	1,768
		繰延ヘッジ損益	△9
		為替換算調整勘定	615
		退職給付に係る調整累計額	△824
		非支配株主持分	199
		純 資 産 合 計	26,273
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	59,224

連結損益計算書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

科 目		金 額	
		百万円	百万円
売上	上		134,985
売上	上		125,135
販売	上		9,849
販売	上		7,736
営業	業		2,113
受取	配	137	
持分	法	504	
そ	の	139	781
営業	外		
支	払	62	
為	替	74	
外	国	38	
そ	の	43	218
経	常		2,675
特	別		
投資	有	18	
受	取	55	
そ	の	0	74
特	別		
固	定	18	
減	損	10	
投	資	7	
ゴ	ル	10	
そ	の	2	49
税金	等		2,700
法人	税	638	
法	人	△13	625
当	期		2,075
非	支		17
親	会		2,057

連結株主資本等変動計算書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	百万円 4,024	百万円 2,761	百万円 15,954	百万円 △3	百万円 22,736
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△334		△334
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,057		2,057
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社の決算期の 変更に伴う増減			62		62
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,786	△0	1,786
平成28年3月31日残高	4,024	2,761	17,741	△3	24,523

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
平成27年4月1日残高	百万円 2,473	百万円 1	百万円 1,541	百万円 △658	百万円 3,357	百万円 191	百万円 26,286
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△334
親会社株主に帰属する 当期純利益							2,057
自己株式の取得							△0
連結子会社の決算期の 変更に伴う増減							62
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△704	△10	△925	△165	△1,805	7	△1,798
連結会計年度中の変動額合計	△704	△10	△925	△165	△1,805	7	△12
平成28年3月31日残高	1,768	△9	615	△824	1,551	199	26,273

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

十全(株)、東京グラスロン(株)、ソーケン(株)、(株)明和セールス、明和産業(上海)有限公司、(株)武田商事

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

明和産業貿易(大連保稅区)有限公司
Meiwa Vietnam Co., Ltd.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金等(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 3社

主要な会社等の名称

(株)鈴裕化学、クミ化成(株)

クミ化成(株)については、同社の子会社5社に対する投資について持分法を適用して認識した損益が連結計算書類に与える影響が大きいため、当該5社の損益をクミ化成(株)の損益に含めて計算しており、持分法適用会社数はクミ化成(株)グループ全体を1社として表示しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

① 非連結子会社

明和産業貿易(大連保稅区)有限公司、Meiwa Vietnam Co., Ltd.

② 関連会社

(株)赤萩フランチ

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、明和産業（上海）有限公司の決算日は、12月31日であります。
従来、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っておりましたが、より適時適切な情報に基づき、財務情報としての有用性を高めるため、当連結会計年度より、連結決算日に仮決算を行う方法に変更しております。
- これに伴い、当連結会計年度における同社の平成27年1月1日から平成27年3月31日までの3か月分の損益については、利益剰余金の増減として調整しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法
- ② デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法
デリバティブ 時価法
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
当社及び連結子会社は主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当社は建物については定率法を、建物以外については主に貸与資産であり定額法を、国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～30年
構築物	5年～15年
機械及び装置	5年～8年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金
子会社の一部では、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ① ヘッジ会計の処理
繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約についてはすべて振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用しております。
 - ② 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
 - ③ 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度より適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありませ

Ⅲ. 表示方法の変更

連結損益計算書

前連結会計年度において「営業外費用」に独立掲記しておりました「売上割引」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は「その他」に含めて表示しております。

Ⅳ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額
1,122百万円

2. 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

非連結子会社及び関連 会社の銀行借入等	62百万円
従業員住宅ローン	1百万円
計	<u>63百万円</u>

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券 279百万円

(2) 担保に係る債務

仕入債務 959百万円

4. 売上債権の流動化

受取手形譲渡額 99百万円

売掛金譲渡額 43百万円

売掛金流動化に伴う
遡及義務額 8百万円

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

当連結会計年度末における発行済株式の数

普通株式 41,780,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	334百万円	8円	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成28年6月28日開催予定の平成27年度定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	334百万円
1株当たり配当額	8円
基準日	平成28年3月31日
効力発生日	平成28年6月29日

Ⅵ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、信用管理規定等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金であります。なお、

デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが、極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。

（注2）参照

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,151	1,151	—
(2) 受取手形及び売掛金	36,297	36,297	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	4,458	4,458	—
(4) 支払手形及び買掛金	(24,764)	(24,764)	—
(5) 短期借入金	(1,499)	(1,499)	—
(6) 長期借入金	(1,642)	(1,645)	△3
(7) デリバティブ取引	(13)	(13)	—

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

その他有価証券

株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法	
				うち1年超			
為替予約等の振当処理	為替予約取引					先物為替相場によっている	
	売建						
	米ドル	売掛金	703	—	3		
	人民元		2	—	—		
	ユーロ		7	—	0		
	買建						
	米ドル	買掛金	1,169	—	△16		
人民元	232		—	△0			
ユーロ	23		—	△0			

(注2) 非上場株式及び出資金(連結貸借対照表計上額7,959百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めていません。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	624円34銭
1株当たり当期純利益	49円27銭

計算書類

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科 目		金 額	科 目		金 額
資 産 の 部			負 債 の 部		
		百万円			百万円
流 動 資 産		32,015	流 動 負 債		22,378
現金及び預金	金形権金品金用品金用資産他金	505	支払手形		3,037
受取手形		7,257	買掛金		16,294
電子記録債権		824	短期借入金		1,732
売掛		18,658	1年内返済予定長期借入金		500
商未着商		3,420	未払金		131
前払費用		558	未払法人税等		61
繰延税金資産		6	前払費用		157
その他の引当金		3	預り金		53
		152	賞与引当金		23
		745	その他の引当金		362
		△117			24
固 定 資 産		8,300	固 定 負 債		3,143
有 形 固 定 資 産		145	長期借入金		1,500
建物及び構築物	物置両品地	65	長期繰延税金負債		493
機械及び装置		60	その他の負債		1,149
車両		0	負 債 の 合 計		25,522
器具及び備品		18	純 資 産 の 部		
土		0	株 主 資 本		13,451
無 形 固 定 資 産		204	資 本 金		4,024
投資その他の資産		7,950	資 本 剰 余 金		2,761
投資有価証券	株式	4,442	資 本 準 備 金		2,761
関係会社株		1,438	利 益 剰 余 金		6,669
出資	資金	214	利 益 準 備 金		337
関係会社出資	資金	473	その他利益剰余金		6,331
長期貸付金		0	繰越利益剰余金		6,331
更生債権等		178	自 己 株 式		△3
長期前払費用		1	評価・換算差額等		1,342
前払年金費用		270	その他有価証券評価差額金		1,351
その他の引当金		1,109	繰延ヘッジ損益		△9
		△179	純 資 産 合 計		14,793
資 産 合 計		40,316	負 債 及 び 純 資 産 合 計		40,316

損益計算書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

科 目		金 額	
		百万円	百万円
売 上	高 価		103,843
売 上	原 価		98,533
売 上	総 利 益		5,309
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費 益		4,181
営 業 外 収 益	益		1,128
受 取 配 当 金	他	732	
そ の 他		41	773
営 業 外 費 用	用		
支 払 利 息		65	
売 上 割 引		28	
外 国 源 泉 税		38	
そ の 他		40	172
経 常 利 益	益		1,728
特 別 利 益	益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	金	18	
受 取 和 解 金		55	73
特 別 損 失	失		
固 定 資 産 売 却 損		2	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損		7	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損		10	
そ の 他		0	21
税 引 前 当 期 純 利 益	益		1,781
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		326	
法 人 税 等 調 整 額		107	434
当 期 純 利 益	益		1,346

株主資本等変動計算書

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成27年4月1日残高	百万円 4,024	百万円 2,761	百万円 2,761
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
平成28年3月31日残高	4,024	2,761	2,761

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
		繰越利益剰余金			
平成27年4月1日残高	百万円 337	百万円 5,319	百万円 5,657	百万円 △3	百万円 12,438
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△334	△334		△334
当期純利益		1,346	1,346		1,346
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	1,012	1,012	△0	1,012
平成28年3月31日残高	337	6,331	6,669	△3	13,451

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成27年4月1日残高	百万円 1,920	百万円 1	百万円 1,922	百万円 14,361
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△334
当期純利益				1,346
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△569	△10	△580	△580
事業年度中の変動額合計	△569	△10	△580	432
平成28年3月31日残高	1,351	△9	1,342	14,793

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物については定率法を、建物以外については主に貸与資産であり、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～18年

構築物 5年～15年

機械及び装置 5年～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約についてはすべて振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度より適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当事業年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

III. 表示の変更

損益計算書

前事業年度において「特別損失」に独立掲記しておりました「固定資産除却損」は金額が僅少となったため、当事業年度は「その他」に含めて表示しております。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	2,389百万円
短期金銭債務	625百万円
2. 資産に係る減価償却累計額	
有形固定資産の減価償却累計額	589百万円
3. 保証債務	
他の会社等の金融機関等からの借入債務及び取引先からの仕入債務に対し、保証を行っております。	
十全(株)	94百万円
明和産業（上海）有限公司	1,423百万円
Meiwa (Thailand) Co., Ltd.	20百万円
Thai Meiwa Trading Co., Ltd.	41百万円
従業員住宅ローン	1百万円
計	1,581百万円
4. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
投資有価証券	235百万円
(2) 担保に係る債務	
仕入債務	946百万円
5. 売上債権の流動化	
受取手形譲渡高	99百万円
売掛金譲渡高	43百万円
売掛金流動化に伴う遡及義務額	8百万円

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引	
営業取引による取引高	
売上高	7,261百万円
仕入高	1,366百万円
営業取引以外の取引による取引高	639百万円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の数	
普通株式	41,780,000株
2. 当事業年度末における自己株式の数	
普通株式	16,731株

VII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	112百万円
貸倒引当金損金算入	35百万円
限度超過額	46百万円
その他	
繰延税金資産小計	194百万円
評価性引当額	△41百万円
繰延税金資産合計	152百万円

長期繰延税金資産	
投資有価証券評価損	351百万円
関係会社株式評価損	116百万円
貸倒引当金損金算入	54百万円
限度超過額	104百万円
その他	
長期繰延税金資産小計	626百万円
評価性引当額	△607百万円
長期繰延税金資産合計	19百万円

長期繰延税金負債	
前払年金費用	△82百万円
その他有価証券評価差額金	△430百万円
長期繰延税金負債合計	△513百万円

差引：	
長期繰延税金負債の純額	△493百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	33.06%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.93%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.97%
外国源泉税	0.71%
住民税均等割等	0.47%
評価性引当額	△0.90%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.19%
その他	△0.09%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.40%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.34%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.86%、平成30年4月1日以降のものについては30.62%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が20百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が3百万円、その他有価証券評価差額金が24百万円それぞれ増加し、繰延ヘッジ損益は0百万円減少しております。

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	三菱商事(株)	被所有 直接 33.1%	商品の売買 同社従業員1人が 役員に就任 2人が被出向	商品の販売他	149	売掛金	19
				商品の購入他	663	買掛金	170
				—	—	未収入金	6

取引条件及び取引案件の決定方針等

商品販売価格及び商品購入価格は、国内取引においては主として市場実勢価格を基準にして取引の都度決定しており、また、貿易取引においては主として双方の採算に基づく見積りを提示して取引の都度、交渉により決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	十全(株)	所有 直接 90.4%	商品の売買 資金の借入 当社役員1人 従業員3人が 役員に就任	商品の販売他	149	売掛金	50
				商品の購入他	80	買掛金	24
				資金の借入	150	短期借入金	320
				支払利息	1	—	—
				受取配当金	78	—	—
	—	—	保証債務	94			
	東京 グラスロン(株)	所有 直接 97.1%	商品の売買 当社従業員 4人が役員に 就任	商品の販売他	2,946	受取手形	572
				商品の購入他	1	売掛金	307
				受取配当金	62	買掛金	0
				支払利息	12	—	—
	(株)明和セールス	所有 直接 51.0%	資金の貸付 当社役員1人 従業員2人が 役員に就任	—	—	短期貸付金	200
				受取利息	4	—	—
—				—	未払金	0	
明和産業(上海)有限公司	出資 直接 100.0%	商品の売買 当社役員3人 従業員等6人が 役員に就任	商品の販売他	774	売掛金	166	
			商品の購入他	170	買掛金	8	
			受取配当金	384	未収入金	0	
			—	—	保証債務	1,423	
関連会社	クミ化成(株)	所有 直接 39.9%	商品の売買 当社役員1人 従業員等2人が 役員に就任	商品の販売他	845	電子記録債権	275
				—	—	売掛金	82
				商品の購入他	177	買掛金	81
	P.T. Pakarti Riken Indonesia	所有 直接 20.0%	商品の売買 当社役員1人が 役員に就任	受取配当金	47	—	—
				商品の販売他	71	売掛金	21
—	—	受取配当金	17	未収入金	17		

(1) 商品販売価格及び商品購入価格は、主として市場実勢価格を基準として取引の都度決定しております。支払条件については一般の支払条件に準じております。

(2) 十全(株)からの借入金については、グループ間での資金集中管理のため、同社の余剰資金を預っているものであり、借入利率については市場金利等を勘案して決定しております。

(3) (株)明和セールスに対する貸付については、運転資金として貸付けたものであり、利率は市場金利を勘案して決定しております。

(4) 子会社及び関連会社等に対し、合計52百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計52百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	354円22銭
1株当たり当期純利益	32円24銭

X. その他の注記

退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を採用しております。

(2) 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	5,705百万円
年金資産	<u>△4,787百万円</u>
未積立退職給付債務	917百万円
未認識過去勤務費用	70百万円
未認識数理計算上の差異	<u>△1,258百万円</u>
前払年金費用	<u>△270百万円</u>

(3) 退職給付費用の内訳

勤務費用	130百万円
利息費用	55百万円
期待運用収益	△92百万円
過去勤務費用の費用処理額	△10百万円
数理計算上の差異の費用処理額	179百万円
退職給付費用合計	<u><u>261百万円</u></u>

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

割引率	1.0%
長期期待運用収益率	2.0%
退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
過去勤務債務の処理年数	10年
数理計算上の差異の処理年数	10年

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

明和産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 茂木 浩之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西川 福之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、明和産業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明和産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

明和産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 茂木浩之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西川福之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明和産業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

明和産業株式会社 監査役会

常勤監査役	松	前	廣	礼	㊟
社外監査役	和	田	光	弘	㊟
社外監査役	北	島	雅	幸	㊟
社外監査役	木	下	勝	也	㊟

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するとともに、安定的かつ継続的に利益配分を行うことを基本方針としております。このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金8円 総額334,106,152円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層強化することで、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上の両立を目指すべく、監査等委員会設置会社に移行することとし、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

併せて、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるものであります。なお、第28条第1項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分です)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第18条 (取締役の員数) 当社に取締役10名以内を置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第18条 (取締役の員数) 当社に取締役 (監査等委員であるものを除く。) 10名以内を置く。</p> <p><u>2. 当社に監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) 5名以内を置く。</u></p>
<p>第19条 (取締役の選任) 取締役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p>	<p>第19条 (取締役の選任) 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを</u>区別して株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p>
<p>第20条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第20条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条（条文省略）</p> <p>第22条（取締役会の招集） （条文省略）</p> <p>2. <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の2日前までに発する。</u> 但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. <u>取締役及び監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ずに取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第23条（条文省略）</p> <p>第24条（取締役会の決議の省略） 前条に係わらず取締役全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>但し、監査役が異議を述べたときにはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第25条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第21条（現行どおり）</p> <p>第22条（取締役会の招集） （現行どおり）</p> <p>2. <u>取締役会の招集通知は、各取締役に</u>対し会日の2日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. <u>取締役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ずに取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第23条（現行どおり）</p> <p>第24条（取締役会の決議の省略） 前条に係わらず取締役全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第25条（業務執行の決定の取締役への委任） <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条（取締役会規則） <u>取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>第27条（取締役の報酬等） <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条 (取締役の責任免除) (新 設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項に規定する取締役（業務執行取締役等であるものを除く）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、8百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条 (監査役及び監査役会) 当社は監査役及び監査役会を置く。</p> <p>第29条 (監査役の数) 当会社に監査役5名以内を置く。</p> <p>第30条 (監査役の選任) 監査役は株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行なう。</p>	<p>第28条 (取締役の責任免除) 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、8百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第30条 (監査等委員会の設置) 当社は監査等委員会を置く。</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>第31条（監査役の任期） <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第32条（常勤監査役及び常任監査役） <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> <u>2. 監査役会は、その決議によって常任監査役を選定することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第33条（監査役会の招集） <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の2日前までに発する。</u> <u>但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ずに監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>第31条（監査等委員会の招集） <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の2日前までに発する。</u> <u>但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ずに監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>第34条（監査役会の決議の方法） <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第32条（監査等委員会の決議の方法） <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第33条（監査等委員会規則） <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第35条（監査役の報酬等） <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第36条（監査役の責任免除） <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、8百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第37条～第39条（条文省略）</p> <p>第40条（会計監査人の報酬等） <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第41条～第44条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>第34条～第36条（現行どおり）</p> <p>第37条（会計監査人の報酬等） <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第38条～第41条（現行どおり）</p> <p>附則（監査役の責任免除に関する経過措置） <u>平成27年度定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりです。

なお、当社「社外役員の実効性基準」は、下記のウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.meiwa.co.jp/csr/pdf/guideline.pdf>

1. まつ い じゅん いち 松 井 淳 一（昭和26年12月5日生）【再任】

■ 略歴及び地位・担当

昭和50年4月	当社入社	平成21年4月	取締役化学品本部長
平成13年7月	石油部長	平成23年6月	常務取締役化学品本部長
平成14年5月	燃料本部副本部長	平成25年4月	常務取締役化学品・石油製品本部長
平成17年6月	石油本部副本部長		
平成18年4月	中国総代表兼明和産業（上海）有限公司総経理	平成26年4月	常務取締役営業部門管掌兼化学品・石油製品本部長
平成20年6月	取締役中国総代表兼明和産業（上海）有限公司総経理	平成28年4月	常務取締役営業部門管掌（現職）

■ 重要な兼職の状況

十全株式会社取締役（注1）、明和産業（上海）有限公司董事（注1）

■ 所有する当社の株式数

19,900株

■ 取締役会への出席状況

12回／12回（100%）

■ 在籍年数（本総会終結時）

8年

■ 取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由

同氏は、長年にわたり石油製品関連の事業に携わり、取締役就任後は、当社グループの重点戦略国である中国の総代表として同国における石油製品取引の拡大を実現しました。その後は、当社グループの主要事業である化学品・石油製品関連事業全般を担当し、現在は、営業部門全般を担っております。当社グループを取り巻くグローバルな環境変化への対応を始め、経営の重要事項に対し、積極的な意見・提言を行っており、幅広い経験や知見を当社グループの業績及び企業価値向上に、さらに寄与できると判断しましたので、同氏を取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者としてしました。

■ 当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

2. は せ が わ り ゆ う
長 谷 川 龍 (昭和30年4月20日生) 【再任】

■ 略歴及び地位・担当

昭和53年4月	三菱化成株式会社〔現三菱化学(株)〕入社	平成18年4月	同社炭素部門炭素企画室長
平成15年6月	三菱化学株式会社炭素・無機部門炭素事業部グループマネージャー	平成19年10月	三菱化学ヨーロッパ社社長
平成16年4月	同社炭素部門炭素事業部グループマネージャー	平成23年1月	三菱化学株式会社コーポレートマーケティング部長
平成17年1月	同社炭素部門炭素事業部コークス・石炭グループマネージャー	平成25年6月	当社取締役経営企画担当
		平成26年10月	取締役監査室長兼経営企画担当
		平成27年4月	取締役経営企画担当
		6月	取締役海外・開発担当（現職）

■ 重要な兼職の状況

明和産業（上海）有限公司董事（注1）

■ 所有する当社の株式数

2,900株

■ 取締役会への出席状況

12回／12回（100%）

■ 在籍年数（本総会終結時）

3年

■ 取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由

同氏は、長年にわたり当社の主要事業である化学品関連の事業に携わり、取締役就任後は、経営企画全般を担った後、現在は、中期経営計画の重点課題である海外・開発関連全般を担っております。当期は、タイ及びインドネシアに現地法人を開設し、東南アジアにおけるビジネス拡大へ向けて業務を遂行しており、経営の重要事項に対しても積極的な意見・提言を行っており、幅広い経験や知見を当社グループの業績及び企業価値向上に、さらに寄与することができると判断しましたので、同氏を取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者としました。

■ 当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

3. おお とも のぶ ひこ
大 友 伸 彦 (昭和31年1月11日生) 【再任】

■ 略歴及び地位・担当

昭和54年4月	三菱商事株式会社入社	平成24年4月	北米三菱商事会社化学品部門担当シニア・バイス・プレジデント
平成13年4月	同社フッ素ケミカルユニットマネージャー		
平成21年4月	MC山三ポリマーズ株式会社代表取締役社長	平成27年6月	当社取締役経営企画担当(現職)
平成23年3月	米国三菱商事会社本店化学品部門担当シニア・バイス・プレジデント		

■ 所有する当社の株式数

10,900株

■ 取締役会への出席状況

10回/10回 (100%) (注2)

■ 在籍年数(本総会終結時)

1年

■ 取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者とした理由

同氏は、当社の主要事業である化学品事業に三菱商事株式会社またはその子会社の役員や幹部社員として携わるとともに、長年にわたる海外での業務経験により、経営全般に関する深い知識とグローバルな知見を有しております。取締役就任後は、経営企画全般を担っており、豊富な経験と幅広い知見に基づき経営全般について、積極的に意見・提言を行っております。経営の監督と執行、当社グループの業績及び企業価値向上に向けて、取締役会における重要な意思決定機能の強化を図るためにさらに寄与することができると判断しましたので、同氏を取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者としてしました。

■ 当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

4. お 尾 くび たか し 貴 士 (昭和31年6月6日生) 【再任】

■ 略歴及び地位・担当

昭和55年 4 月	三菱化成株式会社〔現三菱化学(株)〕入社	平成22年 4 月	同社大阪支社長
平成11年 5 月	三菱化学株式会社合繊原料カンパニーテレフタル酸事業部グループマネージャー	平成25年 4 月	三菱化学(中国)商貿有限公司董事長兼總經理
平成14年11月	三南石油化学株式会社取締役副社長	平成27年 6 月	当社取締役大阪支店長(現職)
平成19年 4 月	三菱化学株式会社ポリマー本部フェノール・ポリカーボネート事業部長		

■ 所有する当社の株式数

2,900株

■ 取締役会への出席状況

10回/10回(100%)(注2)

■ 在籍年数(本総会終結時)

1年

■ 取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者とした理由

同氏は、長年にわたり当社の主要事業である化学品関連の事業に携わるとともに、当社の重点戦略国である中国においても豊富な経験と知見を有しております。取締役就任後は、大阪支店長として西日本全体を統括し、地域に根差したマーケティングを行い、地場の有力取引先との関係強化やビジネスの拡大を図っております。また、経営の重要事項に対しても積極的な意見・提言を行っており、幅広い経験や知見を当社グループの業績及び企業価値向上に、さらに寄与することができると判断しましたので、同氏を取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者としてしました。

■ 当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

5. ^{い が ら し}五十嵐 ^{あ き}章 ^{ゆ き}之 (昭和31年9月28日生) 【新任】

■ 略歴及び地位・担当

昭和55年 4月	三菱商事株式会社入社	平成26年 5月	エムシー・フォーティコム株式会社常務取締役総務経
平成19年 4月	同社生活産業グループコントローラー		理本部長
平成21年 4月	同社金属グループコントローラー	平成28年 6月	当社社長付 (現職)
平成22年 4月	同社金属グループ管理部長		
6月	株式会社メタルワン執行役員CFO経営管理本部長		

■ 重要な兼職の状況

クミ化成株式会社社外監査役 (注3)

■ 所有する当社の株式数

—

■ 取締役 (監査等委員であるものを除く。) 候補者とした理由

同氏は、長年の経験により商社の財務及び会計関連業務に精通しているとともに、複数の企業において経営全般に関わる業務執行を行っており、財務及び会計に関する相当な知見はもとより、経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。これらを通じて得た経験と知見を経営戦略の立案・審議や執行の監督などに活かすことにより、当社グループの業績及び企業価値向上に寄与することができると判断しましたので、同氏を取締役 (監査等委員であるものを除く。) 候補者としてしました。

■ 当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

6. ^{みなみ}南 ^{とし}敏 ^{ふみ}文 (昭和22年11月26日生) 【再任】 【社外取締役】 【独立役員】

■ 略歴及び地位・担当

昭和47年4月	大阪地方裁判所判事補	平成17年7月	東京高等裁判所部総括判事
平成2年4月	東京高等裁判所判事	平成23年3月	東京高等裁判所部総括判事 兼長官代行
平成5年9月	東京地方裁判所部総括判事		
平成10年4月	横浜地方裁判所部総括判事	平成24年11月	同所退官
平成13年4月	東京地方裁判所所長代行	平成25年2月	シティユーワ法律事務所弁 護士(現職)
平成14年7月	徳島地方裁判所所長兼徳島家 庭裁判所所長		株式会社キューソー流通シ ステム監査役(現職)
平成16年2月	京都家庭裁判所所長	平成25年6月	当社取締役(現職)

■ 重要な兼職の状況

シティユーワ法律事務所弁護士、株式会社キューソー流通システム社外監査役

■ 所有する当社の株式数

—

■ 取締役会への出席状況

12回/12回(100%)

■ 在籍年数(本総会終結時)

3年

■ 社外取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者とした理由

同氏は、長年にわたって裁判官を務めており、法令に関する極めて高い見識と豊富な経験を有しております。取締役就任後は、法令に関する事項はもとより、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただいております。引き続き当社の経営を監督していただくことが最適であると判断しましたので、監査等委員でない社外取締役候補者となりました。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員でない社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ 独立性に関する事項

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏が取締役に再任され就任した場合には、独立役員の指定を継続いたします。

同氏は、シティユーワ法律事務所に弁護士として在籍しておりますが、同所と当社との間に取引関係はありません。また、同氏は、株式会社キューソー流通システムの社外監査役に就任しておりますが、同社と当社との間に取引関係はありません。

■ 当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

■ 責任限定契約の内容の概要

当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任に関し、8百万円または法令に定める金額のうちいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。同氏が取締役に再任され就任した場合には、当社と同氏の間で当該契約を継続する予定です。

7. ^{こん}今 ^の野 ^{まさ}将 ^と人 (昭和37年2月1日生) 【新任】 【社外取締役】

■ 略歴及び地位・担当

昭和60年4月	三菱商事株式会社入社	平成25年1月	同社汎用化学品第一本部新機能商品開発室長
平成11年6月	同社塩化ビニールユニット		
平成16年7月	ACLO Compounds Inc. 取締役社長	平成28年4月	同社化学品グループフェニックス部長兼機能化学品本部新機能商品開発室長(現職)
平成21年4月	三菱商事株式会社石化中間原料部		

■ 重要な兼職の状況

三菱商事株式会社化学品グループフェニックス部長兼機能化学品本部新機能商品開発室長

■ 所有する当社の株式数

—

■ 社外取締役(監査等委員であるものを除く。)候補者とした理由

同氏は、長年にわたる三菱商事株式会社における業務執行を通じて、商社の化学品関連事業に関する幅広い経験と知見を有しております。これらを通じて得た経験と知見を活かし、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただくとともに、当社の経営を監督していただくことが最適であると判断しましたので、監査等委員でない社外取締役候補者となりました。

■ 独立性に関する事項

同氏は、当社の主要株主である三菱商事株式会社の業務執行に携わっているため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しておりません。但し、同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近3事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で0.1%未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要性は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれは無いものと判断しております。

■ 当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

■ 責任限定契約の内容の概要

同氏が取締役役に選任され就任した場合には、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任に関し、8百万円または法令に定める金額のうちいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定です。

- (注) 1. 当社の連結子会社であります。
 2. 大友伸彦、尾首貴士の両氏が取締役に就任後に開催された取締役会は10回です。
 3. 当社の関連会社で持分法適用会社であります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

なお、当社「社外役員の独立性基準」は、下記のウェブサイトで公開しております。

<http://www.meiwa.co.jp/csr/pdf/guideline.pdf>

1.

まつ	まえ	ひろ	ゆき	
松	前	廣	礼	(昭和26年9月21日生) 【新任】

■ 略歴及び地位・担当

昭和49年4月	当社入社	平成22年7月	総務本部副本部長兼審査グループマネージャー
平成15年6月	会計グループマネージャー		
平成21年4月	審査グループマネージャー 兼事業管理グループマネージャー	平成23年4月	経理本部副本部長兼審査グループマネージャー
		平成24年6月	常勤監査役（現職）

■ 所有する当社の株式数

3,200株

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

同氏は、長年の経験により財務及び会計関連業務に精通しているとともに、常勤監査役として経営の監査を担っており、豊富な経験と知見を有しております。これらを通じて得た経験と知見を活かし、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただくとともに、当社の経営を監督・監査していただくことが最適であると判断しましたので、監査等委員である取締役候補者としてしました。

■ 当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

■ 責任限定契約の内容の概要

当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任に関し、8百万円または法令に定める金額のうちいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。同氏が取締役を選任され就任した場合には、当社と同氏の間で当該契約立を継続する予定です。

2. とり い しん ご 鳥 居 真 吾 (昭和42年6月3日生) 【新任】 【社外取締役】

■ 略歴及び地位・担当

平成2年4月	三菱商事株式会社入社	平成28年4月	三菱商事株式会社化学品グループ管理部長 (現職)
平成20年3月	同社化学品グループコントロールオフィス機能化学品チームリーダー		
平成24年6月	株式会社メタルワン コーポレート経理部長		

■ 重要な兼職の状況

三菱商事株式会社化学品グループ管理部長、中央化学株式会社監査役 (注)

■ 所有する当社の株式数

—

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたる三菱商事株式会社における業務執行を通じて、商社の財務及び会計関連業務に精通しております。これらを通じて得た経験と知見を活かし、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただくとともに、当社の経営を監督・監査していただくことが最適であると判断しましたので、監査等委員である社外取締役候補者となりました。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ 独立性に関する事項

同氏は、当社の主要株主である三菱商事株式会社の業務執行に携わっているため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しておりません。但し、同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近3事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で0.1%未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要性は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれは無いものと判断しております。

また、同氏は、中央化学株式会社の監査役に選任される予定であり、同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近3事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で1.5%未満です。

■ 当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

■ 責任限定契約の内容の概要

同氏が取締役に選任され就任した場合には、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任に関し、8百万円または法令に定める金額のうちいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定です。

(注) 同氏は、平成28年6月に開催予定の中央化学株式会社の定時株主総会において監査役に選任される予定です。

3. ^{むろ}室 ^{やま}山 ^{さとし}敏 (昭和29年11月4日生) 【新任】 【社外取締役】 【独立役員】

■ 略歴及び地位・担当

昭和54年4月	三菱化成株式会社〔現三菱化学(株)〕入社	平成25年6月	MCパイオニアOLEDライティング株式会社代表取締役社長(現職)
平成10年11月	三菱化学株式会社化成部品カンパニー塩ビ事業部	平成28年3月	三菱化学株式会社情報電子本部有機EL事業推進室(現職)
平成12年4月	株式会社ヴイテック営業部次長		
平成16年3月	株式会社ジェイ・プラス営業本部副本部長		

■ 重要な兼職の状況

三菱化学株式会社情報電子本部有機EL事業推進室
MCパイオニアOLEDライティング株式会社代表取締役社長

■ 所有する当社の株式数

—

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたる三菱化学株式会社における業務執行を通じて化学品関連の事業に精通しているとともに、複数の企業において経営全般に関わる業務執行を行っており、豊富な経験と知見を有しております。これらを通じて得た経験と知見を活かし、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただくとともに、当社の経営を監督・監査していただくことが最適であると判断しましたので、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。

■ 独立性に関する事項

当社は、同氏が取締役に選任され就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出を行います。

同氏は、三菱化学株式会社の業務執行に携わっており、同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近3事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で2%未満です。また、同氏は、MCパイオニアOLEDライティング株式会社の代表取締役に就任しておりますが、同社と当社との間に取引関係はありません。

■ 当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

■ 責任限定契約の内容の概要

同氏が取締役に選任され就任した場合には、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任に関し、8百万円または法令に定める金額のうちいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定です。

4. ^{みや}宮 ^{さき}崎 ^{じゅん}淳 (昭和36年8月21日生) 【新任】 【社外取締役】 【独立役員】

■ 略歴及び地位・担当

昭和60年4月	旭硝子株式会社入社	平成20年2月	同社化学品カンパニー事業統括本部フッ素化学品事業部長
平成10年5月	同社機能化学品事業本部フ ロロケミカルズ事業部ガ ス・溶剤グループリーダー	平成22年3月	アサヒマス・ケミカル株式 会社 President Director
平成12年10月	同社化学品事業本部企画部 主幹部員	平成28年3月	伊勢化学工業株式会社取締 役 (現職)
平成13年12月	旭硝子ヨーロッパ株式会社 〔現AGCケミカルズヨーロッ パ〕 Managing Director & President	4月	旭硝子株式会社化学品カン パニー管理室長 (現職)
平成18年5月	旭硝子株式会社フッ素化学 品事業部フロロポリマーズ 事業グループリーダー		

■ 重要な兼職の状況

旭硝子株式会社化学品カンパニー管理室長、伊勢化学工業株式会社取締役

■ 所有する当社の株式数

—

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたる旭硝子株式会社における業務執行を通じて化学品関連の事業に精通しているとともに、複数の海外企業において経営全般に関わる業務執行を行っており、豊富な経験と知見を有しております。これらを通じて得た経験と知見を活かし、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただくとともに、当社の経営を監督・監査していただくことが最適であると判断しましたので、監査等委員である取締役候補者としてしました。

■ 独立性に関する事項

当社は、同氏が取締役を選任され就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出を行います。

同氏は、旭硝子株式会社の業務執行に携わっており、同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近3事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で0.5%未満です。また、同氏は、伊勢化学工業株式会社の取締役に就任しておりますが、業務執行には携わっておりません。同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近3事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で0.1%未満です。

■ 当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

■ 責任限定契約の内容の概要

同氏が取締役を選任され就任した場合には、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任に関し、8百万円または法令に定める金額のうちいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定です。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、昭和60年6月28日開催の昭和59年度定時株主総会において月額2,000万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額3億円以内（うち社外取締役分5,000万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は7名（うち社外取締役2名）となります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額1億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

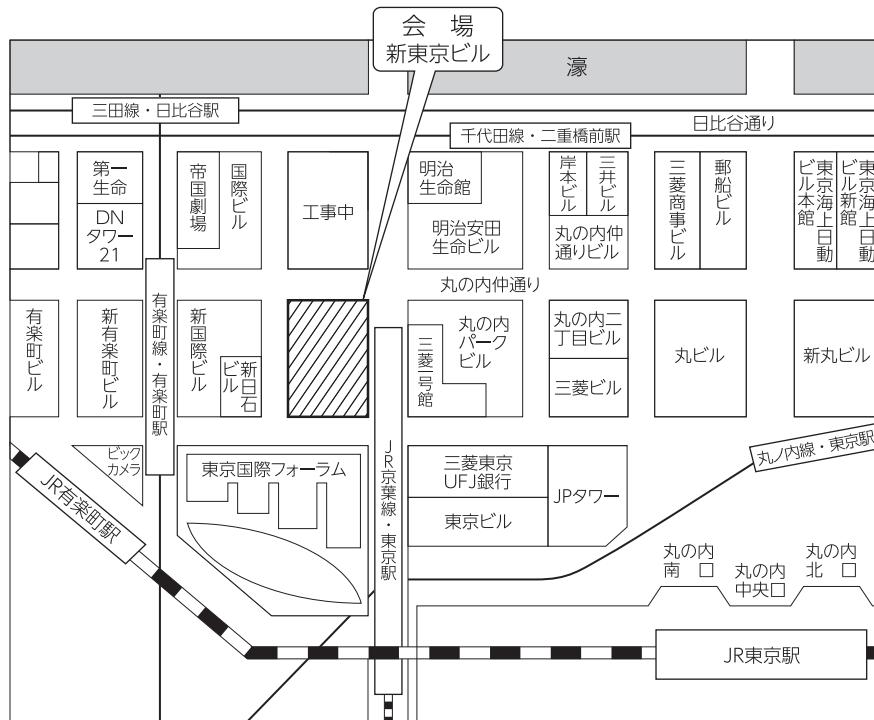
第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

以 上

A series of 18 horizontal dotted lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.

株主総会会場ご案内略図

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
 新東京ビル3階 当社本店大会議室（306区）



● J R

- ・「有楽町」駅より徒歩5分（国際フォーラム口）
- ・「東京」駅より徒歩7分（丸の内南口）

● 地下鉄

- ・有楽町線「有楽町」駅より徒歩5分（D5出口）
- ・日比谷線「日比谷」駅より徒歩7分（A3出口）
- ・千代田線「二重橋前」駅より徒歩3分（B7出口）
- ・三田線「日比谷」駅より徒歩5分（B4出口）

※ J Rは改札から、地下鉄は地上出口からの所要時間です。
 駅構内及び地下道の時間は含まれておりませんのでご注意ください。

注) 株主総会にご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。